

●香川県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年10月21日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年8月16日	医療法人社団讃陽堂 松原病院	木田郡三木町大字池戸3232番地1
令和4年8月22日	丸亀市国民健康保険 本島診療所	丸亀市本島町泊410番地1
令和4年8月27日	医療法人西山記念会 MIRA I病院	坂出市加茂町633番地1
令和4年9月1日	あゆむ歯科	坂出市元町三丁目5番24号
令和4年10月1日	医療法人社団善仁会 井上整形リハビリクリニック	善通寺市原田町1085番地1
令和4年10月1日	宇多津ぱんだ薬局	綾歌郡宇多津町浜六番丁92番地8